

広報

さまに

～お知らせ版～

令和7年11月21日発行

総務課 TEL 36-2111

企画調整課 TEL 36-2122

税務町民課

(町民担当) TEL 36-2112

(税務担当) TEL 36-2114

保健福祉課 TEL 36-5511

産業課 TEL 36-2113

商工観光課 TEL 36-2119

建設水道課

(建設担当) TEL 36-2115

(水道担当) TEL 36-2116

出納室 TEL 36-2117

議会事務局 TEL 36-2141

教育委員会 TEL 36-2521

交通安全

かわら版

スリップ事故防止と早めの 冬タイヤへの交換をお願いします！

朝晩、だんだんと寒さが厳しくなり、アポイ岳にも雪がうっすらと見える季節となってきました。朝晩の通勤時間には路面の凍結等が心配される時期であり、また、凍結路面・雪道に慣れていない今の時期はスリップ事故を起こしやすい時期でもあります。早めの冬タイヤへの交換やスピードダウン、早め点灯など冬の交通安全対策に努めてください。



冬

●問い合わせ／税務町民課 生活環境係 (Tel 36-2112)

ごみ証紙取扱店の変更について

次の取扱店につきまして、令和7年11月10日付けでごみ証紙取扱店として指定されましたので、お知らせします。

地域名	取扱店	内容	指定日
大通2丁目	セブン-イレブン 様似大通2丁目店	取扱店の指定	11月10日

●問い合わせ／クリーンセンター (Tel 36-5300)

12月の人権・行政合同相談日のお知らせ

日時 12月1日(月)

※12月は第3水曜日の相談日はありません。

■特設人権困りごと相談

13:00～15:00

■行政相談

13:00～15:00

場所 役場1階 町民相談室



2025さまに防災塾第4弾

東日本大震災の 見落とされた教訓



南三陸町東日本大震災伝承館
(南三陸311メモリアル)

日時 令和7年11月26日(水)

午後6時半～8時

場所 町立様似図書館

講師 南三陸311メモリアル

申込
不要

顧問 高橋 一清 氏 (一社・南三陸町観光協会)



昨年度より行っている連続講座「さまに防災塾」。その今年度第4弾は、自身も被災され、現在は南三陸町東日本大震災伝承館(南三陸311メモリアル)で対話を通じて自然災害を学び合うラーニングプログラムに取り組んでおられる同館顧問の高橋一清氏をお招きした講演会を開催します。

いつ来るかもしれない巨大津波。それに対して、今私たち何を考えどう備えればいいのか。高橋さんと南三陸の人々の経験・伝承から、自然災害への向き合い方を学んでみませんか？



共催 様似町、様似町アポイ岳ジオパーク推進協議会
協力 日高東部消防組合様似支署、アポイ岳ジオパークガイドの会



新しい避難施設の愛称を募集します！

町では、現在西町高台に新しい消防庁舎と避難施設を建設しています。避難施設は来年3月完成予定で、100人を収容できる避難スペースと備蓄品を収容する防災倉庫スペースを有し、隣接する新しい消防庁舎とともに、様似町の新たな防災拠点として町民のみなさんの生命・財産を守る要の役割を担います。

また、災害時以外にもたくさんのかたがたに利用していただけるよう、窓から親子岩を一望できる避難スペースは町民のみなさんが集うフリースペースとして、Wi-Fiやスマホ充電コーナーを整備し、平時も開放する予定です。

採用者には
防災グッズセット
贈呈！

このたび、災害時も平常時も、みなさんに親しまれる施設となるよう、この新しい避難施設の愛称を募集することといたしました。思わず「ここに行きたくなる」「ここなら安心できる」と感じるような愛称をぜひお寄せください！

採用された愛称は、建物の外壁に表示する予定です！



応募方法

次のいずれかの方法で応募をお願いします。

- ①応募用紙を町内公共施設・店舗等に設置している応募箱に投函
- ②下記提出先へ応募用紙を持参、郵送またはFAX
- ③必要事項を記載のうえメールで提出
- ④応募専用フォームから応募



※詳細は、広報誌と一緒に配布している募集チラシをご確認ください



応募期間

令和7年11月21日（金）から
令和7年12月19日（金）まで



選定方法

避難施設の建設地である西町自治会のご意見も参考にしながら、最終的に町長が決定します。

採用者には防災グッズセットを贈呈します。また、採用した愛称は広報紙や町HP、SNS等で発表する予定です。

●問い合わせ・提出先

〒058-8501 様似町大通1丁目21番地 様似町役場総務課 防災・車両係
(TEL: 36-2111 FAX: 36-2662 メール: samani.chou@samani.jp)

ヒグマの出没情報をお知らせします

町内でヒグマが出没している可能性があります。山林に入る時は、ラジオや笛、クマ鈴などの音を出して人がいることをヒグマに知らせ、ゴミは捨てずに必ず持ち帰りましょう。また、生ゴミのにおいは鼻のいいヒグマにとって食べ物があると思わせてしまうので、必ず指定日の朝にゴミを出すようにして、ヒグマを人里に近づけないようにしましょう。

日 時	出 没 場 所	目 撃 有 無	目 撃 頭 数
10月3日5:00	朝日丘55付近	有	2
10月5日9:55	旭91-3付近	有	1
10月10日15:00	西様似491番地付近	有	3
10月19日17:00	冬島208番地付近	有	1
11月3日16:00	朝日丘55付近	有	1

●問い合わせ／産業課 林務係（TEL 36-2113）

令和7年度様似町文化祭 水墨彩画作品展開催のお知らせ

町内で活動する「水墨画同好会」による作品展を開催しています。
墨の濃淡や筆の勢いで表現された、味わい深い作品が並びます。ぜひご覧ください。
みなさんのご来場をお待ちしています。

開催日 11月22日(土)～27日(木)

会 場 中央公民館ギャラリー21

ほくでんネットワークから電気の使用についてのお知らせ

引越し前にご確認を！電気の使用には手続きが必要です

令和8年5月から、引越しなどによる電気の使用は、ほくでんネットワークによる電気メーターの通電（遠隔操作）が必要となります。希望日から電気を使用するためには、まず、契約を希望する電力会社へ使用開始の手続きを済ませることがポイントです。ほくでんネットワークは、電力会社からの申込みを受けて使用開始日までに通電（遠隔操作）を行います。電気の使用が決まったら電力会社へ早めの手続きをお忘れなく。

●問い合わせ／ほくでんネットワーク(株)浦河NWC TEL 0120-06-0856(ガイダンス5)

様似郵便局でマイナンバーカードの 電子証明関連事務の手続きができます

これまで役場でしか
できなかったマイナン
バーカードの次の手続
きについて、11月よ
り様似郵便局でも取り
扱いが始まりました。



■開始日

令和7年11月4日（火）

■取扱郵便局・受付時間

様似郵便局（住所：様似町錦町6番地の6）

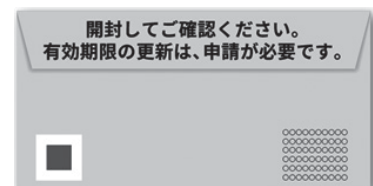
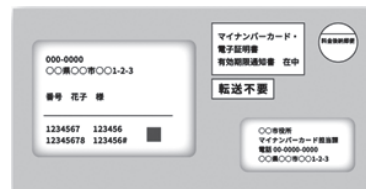
午前9時から午後5時まで

（土・日・祝日及び12月29日から1月5
日までの年末年始を除く）

■郵便局の窓口で手続きできるもの

①電子証明の発行・更新

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書
は、カード発行日から5回目の誕生日を有効期限とし
て、更新手続きが必要となります。更新手続きは有効
期限の3か月前から可能です。更新の対象となるかた
には事前に国から水色の封筒で「有効期限通知書」が
送付されますので、ご確認ください。



②暗証番号の初期化（設定している暗証番号がわからなくなった場合）

- ・署名用電子証明書暗証番号（6～16桁の英数字）
- ・利用者証明用電子証明書暗証番号、住民基本台帳用暗証番号、券面事項入力補助用暗証番号（数字4桁）

■手続きできるかた

様似町に住民票があるかた

■手続きに必要なもの

本人のマイナンバーカード（電子証明書の手
続きには暗証番号の入力も必要になります）

○本人と一緒に法定代理人が同行する場合には
以下の書類も必要となります

- ・法定代理人の顔写真付き本人確認書類
（マイナンバーカード、運転免許証等）

- ・代理権を称する書類

※同一世帯の親権者は不要です

（戸籍謄本、登記事項証明書等）

！ 注 意 事 項

- ・郵便局では本人申請のみの手続きがで
きます（15歳未満のかたと成年被後見
人のかたは本人と一緒に法定代理人や親
権者の同行が必要です）
- ・任意代理人による手続きは郵便局では
できませんので、税務町民課戸籍係の窓
口までお越しください

●問い合わせ

税務町民課 戸籍係（Tel 36-2112）

ケアラー支援にご協力をお願いします

認知症や障がい、依存症など、こころやからだに不調のある家族の介護や援助を行う人を「ケアラー」といいます。ケアラーは家族から頼りにされる一方で、周囲に悩みを理解されなかったり、相談することができず、心身に負担を抱えている場合があります。

特に「ヤングケアラー」は、本人に自覚がない場合があるなど、支援が必要でも表面化しにくい傾向があります。周りに困っている人がいたら、声をかけてみてください。

ケアラーとは？

こころやからだに不調がある家族の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」などをする人



障害のあるごどもの子育て・障害のある人の介護をしている



健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



仕事と病気の子どもの看病でほかに何もできない



仕事を辞めてひとりで親の介護をしている



遠くに住む高齢の親が心配で頻繁に通っている



目を離せない家族の見守りなどのケアをしている



アルコール・薬物依存やひきこもりなどの家族をケアしている



障害や病気の家族の世話や介護をいつも気にかけている

© 一般社団法人日本ケアラー連盟 / Illustration: izumi Shiga

ヤングケアラーとは？

本来大人が担うような家事や家族の介護などを日常的に行っている子どもや若者



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。

© 一般社団法人日本ケアラー連盟 / Illustration: izumi Shiga



- ◎ 一人で悩まずにご相談ください。
- ◎ 周りに困っている人がいたら教えてください。
- ◎ 地域でも支援の協力をお願いします。



12 月 10 日は
世界人権デー

高齢や障がいになっても尊厳ある暮らし を送るための権利擁護

◇ 高齢者や障がい者に対する虐待を未然に防ぐ

虐待は重大な人権侵害です。自覚が無く虐待にあたる行為が行われていることも多いため、地域においては“誰にでも起こりうる”という認識のもと、当事者やその家族が孤立しないように日頃から声を掛け合い、困っているようであれば下記窓口へ相談を勧めましょう。

なお、虐待を発見したかたには、法律（通称：高齢者虐待防止・養護者支援法、障害者虐待防止法）により、市町村への通報義務が定められています。



◇ 権利擁護のための具体的な制度活用例

①【法定後見制度】②【任意後見制度】③【日常生活自立支援事業】があります。



Q 質問。結局それぞれ何をしてくれるの？

①法定後見制度

家庭裁判所に申立てを行い本人の判断能力に応じて、本人の代わりに必要な判断や支援する人を家庭裁判所が選任します。

②任意後見

将来に備えて判断できるうちに、あらかじめ代わって行う内容を公正証書による契約をすること。

③日常生活自立支援事業

任意後見と同じく判断できるうちに手続きすることは同じですが、サービスの利用援助や金銭等管理に限定して代行してもらえるように手続きすることと分かれています。

【相談窓口】 様似町保健福祉センター（保健福祉課）

TEL 3 6 - 5 5 1 1 月～金 8：45～17：30

（※時間外は様似町役場に転送されますので、急を要する際はご用件をお伝えください♪ 秘密は必ず守ります）

公営住宅入居者の募集について

町では、公営住宅の入居者を次のとおり募集いたしますので、入居資格などを承知のうえ申し込みくださいますようお願いいたします。

ここに記載している内容は主なものです。詳細は担当係までお問い合わせください。

1-1. 募集住宅（公営住宅）

番号	団地名	号室	住所	階層・階数	建築年	面積	間取
①	鵜苫第1団地	345号	字鵜苫159-2	2階建ての1階	S63年	63.11㎡	3DK
②	鵜苫第1団地	350号	字鵜苫159-2	2階建ての2階	S63年	63.11㎡	3DK
③	西町団地	376号	西町99-1	2階建ての1階	H2年	48.72㎡	2DK
④	西町団地	382号	西町99-1	2階建ての2階	H2年	73.09㎡	3LDK
⑤	大通第1団地	1007号	大通1-65	5階建ての1階	H10年	78.55㎡	3LDK
⑥	大通第1団地	4007号	大通1-65	5階建ての4階	H10年	78.55㎡	3LDK
⑦	港町団地	429号	港町17-1	3階建ての1階	H12年	67.73㎡	2LDK

※家賃のほかに共益費・駐車場代のかかる住宅があります。

1-2. 公営住宅入居資格

- ①現に住宅に困窮しているかた ②町税、水道料等を滞納していないかた
- ③入居しようとする世帯全員の月額所得の合計が15万8千円以下の世帯
（「月額所得」は世帯の状況で所得条件が異なりますので、ご相談ください。）
- ④18歳以上の社会人
- ⑤団地内（敷地周辺も含む）では入居前に飼っていた犬・猫・小鳥などのペット類の持ち込み、入居後においてもペット類の飼育・餌付けはできません。

2. 必要書類（申し込み窓口に①②③④の書類が用意してあります）

- ①入居申込書 ②収入申告書 ③同意書 ④連帯保証人届
- ⑤申込世帯全員の住民票（本籍・続柄記載のもの）⑥申込世帯全員の令和7年度所得課税証明書
- ⑦申込人の納税完納証明書 ⑧連帯保証人の令和7年度所得課税証明書 ⑨連帯保証人の納税完納証明書

3. 受付時間と締切期日

受付時間 平日8:45～17:30
締切期日 12月12日（金）

4. 入居時期

入居決定日から10日以内に連帯保証人の手続き（請書提出）および家賃2カ月分の敷金の納付をすること、また、15日以内に入居することとなります。

5. 申し込み先・問い合わせ先：様似町役場2階 建設水道課 管財・住宅係（Tel：36-2115）

▼様似町からののお知らせを配信しています！ぜひ登録ください！



登録制
メール

▼スマートフォンの場合



▼ガラケーの場合

